

山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

山形市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年市規則第21号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成8年市条例第4号。以下「条例」という。)第44条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正[平成23年規則9号]

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)及び条例において使用する用語の例による。

一部改正[平成15年規則12号・31年68号]

(集積所の設置基準)

第3条 条例第15条第5項の規定により集積所を設置しようとする場合の設置基準等は、市長が別に定める。

(条例第15条の2第1項の規則で定める者)

第3条の2 条例第15条の2第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 条例第15条第3項の規定により同項の所定の集積所又は市長が指示する場所に搬出された廃棄物の収集又は運搬に係る業務をこの市が委託している者

(2) 条例第15条第3項の所定の集積所を管理する者

(3) 前号に掲げる者がその管理する集積所から条例第15条の2第1項の資源物(次号において単に「資源物」という。)を収集し、又は当該資源物を運搬することを認める者

(4) 前3号に掲げるもののほか、資源物を収集し、又は運搬することについて合理的な理由があると市長が認める者

追加[平成23年規則9号]

(収集又は運搬の禁止命令)

第3条の3 条例第15条の2第2項の規定による命令(次条において「禁止命令」という。)は、禁止命令書(別記様式第1号)により行うものとする。

追加[平成23年規則9号]

(禁止命令に係る業務に従事する者)

第3条の4 禁止命令に係る業務に従事する者(次項において「従事者」という。)は、職員のうちから市長が指名した者とする。

2 従事者は、禁止命令に係る業務に従事するときは、身分証明書(別記様式第1号の2)を携帯し、関係人に提示しなければならない。

追加[平成23年規則9号]、一部改正[平成31年規則68号]

(条例第19条の2の規則で定める者)

第3条の5 条例第19条の2の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。))を含む。次号において同じ。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、当該科目を修めて修了した後。次号において同じ。)、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると市長が認める者

追加[平成25年規則1号]、一部改正[平成31年規則68号]

(廃棄物搬入の承認申請)

第4条 条例第20条(条例第25条第3項で準用する場合を含む。)に規定する申請書は、別記様式第1号の3のとおりとする。

一部改正[平成23年規則9号]

(廃棄物搬入の承認)

第5条 市長は、条例第20条の承認をしたときは、廃棄物搬入承認書(別記様式第2号)を交付するものとする。

(処理施設における廃棄物の受入基準)

第6条 条例第21条第1項に規定する規則で定める受入基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第17条第1項各号に定める排出禁止物を除去してあること。

(2) 前号に掲げるもののほか、条例第19条の処理施設の管理運営に支障を及ぼさないものであること。

一部改正[平成27年規則2号]

(適正処理困難物の指定)

第7条 市長は、条例第23条第1項の規定により適正処理困難物を指定するときは、必要に応じ、適正処理困難物の製品の製造、加工、販売等を行う事業者の意見を聴くものとする。

2 市長は、条例第23条第1項の規定により適正処理困難物を指定したときは、その都度速やかに市民に周知するものとする。

(産業廃棄物の種類)

第8条 条例第25条第2項に規定する規則で定める産業廃棄物は、再利用の不可能な産業廃棄物で次に掲げるものとする。

(1) 金属くず(腐食等により再生資源とならない性状のものに限る。)

(2) ガラスくず(板ガラス等の再生資源とならない性状のものに限る。)

一部改正[平成27年規則2号]

第9条から第12条まで 削除

削除[平成31年規則68号]

(処理量の端数取扱い)

第13条 条例別表第1に掲げるし尿にかかる手数料を徴収する場合における処理量(180リットルを超える場合に限る。)に基準処理量(18リットルとする。)に満たない端数が生じた場合は、基準処理量の2分の1以上は基準処理量とし、2分の1未満は切り捨てるものとする。

(家庭系ごみの指定袋の種類及び規格)

第14条 指定袋の種類及び規格は、別表第1のとおりとする。

一部改正[平成22年規則1号]

(粗大ごみの品目及び手数料)

第14条の2 条例別表第1に規定する2,000円以内で規則で定める額は、別表第2の左欄に掲げる品目に応じ、それぞれ同表の中欄に定めるとおりとする。

追加[平成22年規則1号]

(証紙の形式等)

第15条 条例第33条第2項に規定する証紙の形式は、別記様式第7号のとおりとする。

- 2 家庭系ごみ用証紙(家庭系ごみのうち、指定袋に入らないもの(以下「袋に入らないごみ」という。)に係るものを除く。)は、指定袋に印刷するものとする。
- 3 前項の規定により指定袋に印刷した証紙は、指定袋からその部分を切り離した場合においては、条例第33条第5項のき損した証紙とみなして、これを無効とする。  
一部改正〔平成22年規則1号〕  
(証紙の出納保管)
- 第16条 会計管理者は、証紙を善良な管理者の注意をもって管理し、証紙受払出納簿(別記様式第8号)によりその出納の状況を明らかにしておくなければならない。  
一部改正〔平成19年規則26号・22年1号〕  
(証紙交付の整理)
- 第17条 市長は、証紙を交付したときは、証紙交付整理簿(別記様式第9号)により、その交付の状況を明らかにしておくなければならない。  
一部改正〔平成22年規則1号〕  
(証紙の取扱方法)
- 第18条 家庭系ごみを排出する者は、第15条第2項の規定により条例別表第1に規定する手数料に相当する額の家庭系ごみ用証紙が印刷された指定袋を使用(袋に入らないごみにあつては、当該ごみに条例別表第1に規定する手数料に相当する額の家庭系ごみ用証紙(袋に入らないごみに係るものに限る。)をちょう付)しなければならない。ただし、市長が別に定める家庭系ごみのみを排出する場合は、この限りでない。
- 2 別表第2に掲げる粗大ごみを排出する者は、当該粗大ごみに同表に定める手数料に相当する額の粗大ごみ用証紙をちょう付しなければならない。この場合において、当該排出する者は、当該粗大ごみ用証紙に、別に指定する受付番号を記載しなければならない。
- 3 し尿を排出する者は、条例別表第1に定める処理手数料に相当する額とし尿用証紙を収集の際に市長に納付しなければならない。
- 4 条例第19条の処理施設に一般廃棄物(家庭系ごみの区分に該当しない埋立ごみに限る。)又は産業廃棄物を搬入し処分を受けようとする者は、これらの廃棄物の区分に応じ、それぞれ条例別表第1又は条例別表第2に規定する手数料に相当する額の廃棄物処理用証紙を、当該搬入の際に当該処理施設に納付しなければならない。  
一部改正〔平成14年規則43号・22年1号・27年2号〕  
(証紙の消印等)
- 第19条 市長は、前条第3項及び第4項の規定により証紙の納付があつたときは、証紙の真偽及び汚染又はき損等の有無を審査し、証紙に明りように消印を押すとともに、証紙使用状況整理簿(別記様式第10号)により、証紙の使用状況を明らかにしておくなければならない。  
一部改正〔平成22年規則1号〕  
(売りさばき人の指定区分)
- 第19条の2 条例第33条第4項の規定による証紙売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)の指定(以下「売りさばき人の指定」という。)は、次に掲げる証紙の区分ごとにこれを行う。  
(1) 家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙(以下「家庭系ごみ用証紙等」という。)  
(2) し尿用証紙  
追加〔平成22年規則1号〕  
(売りさばき人の指定要件)
- 第20条 売りさばき人の指定を受けることができる者は、家庭系ごみ用証紙等に係るものにあつては第1号及び第3号から第5号まで、し尿用証紙に係るものにあつては第2号から第5号までのいずれにも該当する者とする。  
(1) 店舗その他これに類似する設備(以下「店舗等」という。)において物品の販売を業とする者であつて、この市又はこの市に隣接する市町(山形県内の市町に限る。)に当該店舗等を有するもの(市長が必要に応じて指定する者を除く。)  
(2) し尿の収集及び運搬を業とする者  
(3) 市町村税を滞納していない者  
(4) この市の廃棄物処理手数料制度を理解し、協力できる者  
(5) この市が定める証紙の売りさばきに係る会計事務等を確実に遂行できる者  
全部改正〔平成22年規則1号〕  
(売りさばき人の指定)
- 第21条 売りさばき人の指定を受けようとする者は、売りさばき人指定申請書(別記様式第11号)に家庭系ごみ用証紙等又はし尿用証紙を売りさばく場所(以下「売りさばき所」という。)を明らかにする書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請により売りさばき人を指定したときは、証紙売りさばき人指定通知書(別記様式第12号)により、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。
- 3 売りさばき人は、売りさばき所の見やすい位置に標札(別記様式第13号)を掲げておくなければならない。  
一部改正〔平成14年規則43号・22年1号〕  
(売りさばき人の氏名等の変更)
- 第22条 売りさばき人は、その氏名(売りさばき人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名)を改め、又は住所を変更したときは、直ちに売りさばき人氏名(名称)等変更届出書(別記様式第14号)に当該事項を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 売りさばき人は、売りさばき所を変更しようとするときは、あらかじめ売りさばき所変更承認申請書(別記様式第15号)にこれを証明する書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。  
一部改正〔平成22年規則1号〕  
(売りさばき業務の廃止)
- 第23条 売りさばき人は、家庭系ごみ用証紙等又はし尿用証紙の売りさばき業務を廃止しようとするときは、直ちに売りさばき業務廃止届出書(別記様式第16号)を市長に提出しなければならない。  
一部改正〔平成14年規則43号・22年1号〕  
(指定の取消し)
- 第24条 市長は、売りさばき人が次の各号のいずれかに該当するときは、売りさばき人の指定を取り消すことができる。  
(1) 第20条各号に該当しないこととなつたとき。  
(2) 条例又はこの規則の規定に違反したとき。  
(3) 家庭系ごみ用証紙等又はし尿用証紙を売りさばくのに必要な資力又は信用を失つたとき。  
(4) 1年以上引き続き家庭系ごみ用証紙等又はし尿用証紙の売りさばきをしていないとき。  
(5) 前条の規定により売りさばき業務廃止の届出があつたとき。
- 2 市長は、前項の規定により売りさばき人の指定を取り消したときは、売りさばき人指定取消通知書(別記様式第16号の2)により、当該売りさばき人にその旨を通知するものとする。  
一部改正〔平成14年規則43号・22年1号・23年9号〕  
(証紙の買受請求)
- 第25条 売りさばき人は、家庭系ごみ用証紙等又はし尿用証紙を市長から買い受けようとするときは、証紙買受請求書(別記様式第17号)を市長に提出しなければならない。  
一部改正〔平成14年規則43号・22年1号〕  
(証紙取扱手数料)
- 第26条 市長は、売りさばき人に対して、当該売りさばき人が家庭系ごみ用証紙等を買受けた場合にあつてはこれに係る代金の100分の7に相当する金額を、し尿用証紙を買受けた場合にあつてはこれに係る代金の100分の10に相当する金額を証紙取扱手数料として交付するものとする。  
一部改正〔平成14年規則43号・22年1号〕  
(証紙の売りさばき)
- 第27条 売りさばき人は、家庭系ごみ用証紙等又はし尿用証紙の券面額でこれらの証紙を売りさばくものとし、汚染し、又はき損した家庭系ごみ用証紙等又はし尿用証紙を売りさばいてはならない。  
一部改正〔平成14年規則43号・22年1号〕  
(指導)
- 第28条 市長は、必要があると認めるときは、売りさばき人における家庭系ごみ用証紙等又はし尿用証紙の出納保管又は売りさばきの事務について、この市の職員のうちからその指定する職員に指導を行わせるものとする。  
全部改正〔平成22年規則1号〕  
(証紙の返還による現金の還付及び証紙の交換の事由)
- 第29条 条例第33条第6項ただし書に規定する市長がやむを得ないと認めるときとは、証紙を保有する者の責めに帰すことのできない理由により当該証紙が著しく汚染し、又はき損したときその他特別の事情があるときとする。  
全部改正〔平成22年規則1号〕  
(証紙の返還による現金の還付)

第30条 条例第33条第6項ただし書の規定による証紙の返還による現金の還付を受けようとする者は、証紙代金還付請求書(別記様式第18号)に当該返還をしようとする証紙を添えて市長に提出しなければならない。

全部改正〔平成22年規則1号〕

(還付の際の証紙取扱手数料相当額の控除)

第31条 市長は、前条の規定による請求を行う者が売りさばき人である場合において、当該請求に基づき現金を還付するときは、これに係る証紙が家庭系ごみ用証紙等である場合にあってはその券面額の合計額から当該額の100分の7に相当する額を、し尿用証紙である場合にあってはその券面額の合計額から当該額の100分の10に相当する額を控除して行うものとする。

全部改正〔平成22年規則1号〕

(証紙の交換)

第32条 条例第33条第6項ただし書の規定による他の証紙との交換を受けようとする者は、当該返還をしようとする証紙(以下「交換前証紙」という。)の種類、数量その他市長が必要と認める事項を記載した請求書に交換前証紙を添えて市長に提出しなければならない。

全部改正〔平成22年規則1号〕

(財務規則の適用)

第33条 この規則に定めるもののほか、証紙収入に関する会計事務については、山形市財務規則(昭和45年市規則第8号)に規定するところによる。

(手数料の減免等)

第34条 条例第34条第1項の規定で定める額は、標準的な世帯におけるごみの排出量を勘案して市長が別に定める。

2 条例第34条第2項又は第3項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料(減額・免除)申請書(別記様式第19号)を市長に提出しなければならない。

全部改正〔平成22年規則1号〕

第35条から第43条まで 削除

削除〔平成31年規則68号〕

(縦覧の告示)

第43条の2 条例第38条の3第1項に規定する告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力(施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 縦覧の場所

追加〔平成10年規則29号〕

(縦覧の時間等)

第43条の3 影響調査書等の縦覧は、山形市の休日を定める条例(平成元年市条例第28号)第1条第1項に規定する日を除く日の午前9時から午後4時まで行うものとする。

追加〔平成10年規則29号〕

(縦覧の手続き)

第43条の4 条例第38条の3の規定により縦覧に供された影響調査書等を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という)は、縦覧申込簿に必要な事項を記入しなければならない。

追加〔平成10年規則29号〕

(縦覧者の遵守事項)

第43条の5 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 影響調査書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 影響調査書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 職員の指示があった場合にはそれに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反する者に対し、その縦覧を中止させ、又は禁止することができる。

追加〔平成10年規則29号〕

(意見書の提出の告示)

第43条の6 条例第38条の5に規定する告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 意見書の提出方法
- (2) 意見書の提出先
- (3) 意見書の提出期限

追加〔平成10年規則29号〕

(意見書の記入事項)

第43条の7 条例第38条の6の意見書には、次の各号に掲げる事項を記入しなければならない。

- (1) 提出者の氏名、住所及び連絡先(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)
- (2) 提出者の利害関係
- (3) 施設の名称
- (4) 生活環境の保全上の見地からの意見

追加〔平成10年規則29号〕

(事業用大規模建築物等)

第44条 条例第39条に規定する規則で定める事業用の大規模建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物

一部改正〔平成12年規則13号〕

(事業系廃棄物管理責任者)

第45条 条例第39条に規定する事業系廃棄物管理責任者は、事業用の大規模建築物及び多量の事業系廃棄物を排出すると市長が認める事業者が所有若しくは管理又は占有する建築物から排出される事業系廃棄物の管理について、責任を有する者のうちから選任しなければならない。

2 事業系廃棄物管理責任者を選任したときは、事業系廃棄物管理責任者選任届出書(別記様式第29号)を市長に提出しなければならない。

(減量計画書等の提出)

第46条 条例第39条に規定する事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画書は、毎年3月31日以前の1年間における実績に基づき、4月1日以降の1年間における計画を事業系廃棄物減量等計画書(別記様式第30号)により作成し、その年の5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の計画書を変更したときは、変更の日から10日以内に変更に係る計画書を市長に提出しなければならない。

第47条 削除

削除〔平成31年規則68号〕

(身分証明書)

第48条 条例第41条第2項に規定する証明書の様式は、別記様式第33号のとおりとする。

一部改正〔平成14年規則43号〕

(委任)

第49条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第44条から第46条までの規定は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の山形市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(以下「旧条例施行規則」という。)に基づいてなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧条例施行規則に基づく廃棄物処理券で、現に残存するものについては、条例第33条第1項第2号に規定する廃棄物処理用証紙として、当分の間、使用することができる。

附 則(平成10年6月17日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月30日規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日施行する。ただし、第44条第1号の改正規定は、平成12年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の第44条第1号の規定による事業用の大規模建築物であるものについては、改正後の第44条第1号の規定による事業用の大規模建築物とみなす。

附 則(平成13年3月23日規則第5号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年8月23日規則第43号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年1月9日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月12日規則第10号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年11月15日規則第43号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第42号)

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別記様式第3号、別記様式第10号及び別記様式第20号から別記様式第22号までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月9日規則第93号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第26号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 3 施行日において現に残存するこの規則による改正前の〔中略〕山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則に基づいて作成された用紙等は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成20年7月10日規則第40号抄)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に残存する〔中略〕改正前の山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定に基づいて作成された廃棄物処理手数料(減額・免除)申請書は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成21年3月31日規則第12号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年1月27日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第34条及び別記様式第19号の改正規定は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から平成22年6月30日までの間におけるこの規則による改正後の山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第2条の規定の適用については、同条中「条例」とあるのは、「条例(山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(平成21年市条例第1号))による改正後のものを含む。」とする。

- 3 施行日において現に残存するこの規則による改正前の山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)別表第2に規定する形式により作成された証紙(以下「旧証紙」という。)は、新規則別記様式第7号に規定する形式により作成された証紙(以下「新証紙」という。)とみなして、なお従前の例により売りさばき、又は使用することができる。

- 4 新規則第18条第1項の規定は、平成22年7月1日から家庭系ごみを排出しようとする場合について適用し、同日前に家庭系ごみを排出しようとする場合については、なお従前の例による。

- 5 附則第3項の規定によりなお従前の例により使用することができることとされる旧証紙である粗大ごみ用証紙の取扱方法は、新規則第18条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 6 新規則第18条第2項の規定は、平成22年4月1日から粗大ごみを排出しようとする場合について適用し、同日前に粗大ごみを排出しようとする場合については、なお従前の例による。

- 7 新規則第19条の規定は、平成22年4月1日以後にし尿用証紙又は廃棄物処理用証紙の納付があった場合について適用し、同日前に粗大ごみ用証紙のちよう付又はし尿用証紙若しくは廃棄物処理用証紙の納付があった場合については、なお従前の例による。

- 8 施行日の前日において粗大ごみ用証紙の売りさばき人である者は、施行日から平成22年6月30日までの間は、新規則第19条の2の規定にかかわらず、施行日以後においても引き続き粗大ごみ用証紙(旧証紙に限る。以下この項及び次項において同じ。)のみの売りさばき人として粗大ごみ用証紙を売りさばくことができる。

- 9 前項の規定により粗大ごみ用証紙のみの売りさばき人となる者(以下「旧粗大ごみ用証紙売りさばき人」という。)については、新規則第21条第3項及び第22条から第32条までの規定を適用する。この場合において、当該適用に関し必要な読替え及び適用の期間は、次の各号に掲げる新規則の規定に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、附則第12項及び第13項の規定は、適用しない。

(1) 第23条、第24条、第27条及び第28条「家庭系ごみ用証紙等」とあるのは、「粗大ごみ用証紙」と読み替えて適用

(2) 第25条 施行日から平成22年3月31日までの間において、「家庭系ごみ用証紙等」とあるのは、「粗大ごみ用証紙」と読み替えて適用

(3) 第26条 施行日から平成22年3月31日までの間において、「家庭系ごみ用証紙等」とあるのは「粗大ごみ用証紙」と、「100分の7」とあるのは「100分の10」と読み替えて適用

(4) 第31条「家庭系ごみ用証紙等」とあるのは「粗大ごみ用証紙」と、「100分の7」とあるのは「100分の10」と読み替えて適用

- 10 旧粗大ごみ用証紙売りさばき人が前項の規定により新規則第21条第3項の規定の適用がある場合においては、当該旧粗大ごみ用証紙売りさばき人が交付されていた旧規則別記様式第12号に規定する標札は、新規則別記様式第13号の規定にかかわらず、引き続き使用することができる。

- 11 旧粗大ごみ用証紙売りさばき人が附則第9項の規定により新規則第22条又は第23条の規定の適用がある場合における新規則別記様式第14号から別記様式第16号までの規定の適用については、これらの規定中「家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙」とあるのは「粗大ごみ用証紙」とする。

- 12 新規則第25条、第26条及び別記様式第17号の規定は、平成22年4月1日以後に家庭系ごみ用証紙若しくは粗大ごみ用証紙又はし尿用証紙を買い受けようとする場合について適用し、同日前に粗大ごみ用証紙又はし尿用証紙を買い受けようとする場合については、なお従前の例による。

- 13 新規則第31条及び別記様式第18号の規定は、新証紙を返還して現金の還付を受ける場合について適用し、旧証紙である粗大ごみ用証紙を返還して現金の還付を受ける場合については、なお従前の例による。

- 14 新規則別記様式第8号から別記様式第10号までの規定は、平成22年4月1日以後に証紙の出納、交付の状況及び使用状況を明らかにする場合について適用し、同日前に証紙の出納、交付の状況及び使用状況を明らかにする場合については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月28日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の改正規定、第3条の次に3条を加える改正規定、第4条の改正規定及び別記様式第1号を別記様式第1号の3とし、同様式の前記2様式を加える改正規定は平成23年7月1日、その他の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に残存する改正前の山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定に基づいて作成された申請書、届出書その他書類の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成25年1月9日規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日規則第35号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際現に残存する第9条の規定による改正前の山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定に基づいて作成された申請書の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成27年1月15日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の別記様式第23号に規定する一般廃棄物収集運搬業許可証又は別記様式第24号に規定する一般廃棄物処分業許可証の交付を受けている者は、その許可の有効期限が満了するまでの間は、改正前の別記様式第23号にあっては改正後の別記様式第23号に規定する一般廃棄物収集運搬業許可証、改正前の別記様式第24号にあっては改正後の別記様式第24号に規定する一般廃棄物処分業許可証の交付を受けた者とみなす。

3 この規則の施行の際現に残存する改正前の山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定に基づき作成された廃棄物搬入承認申請書、廃棄物搬入承認書又は一般廃棄物処理業務実績報告書は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成28年3月31日規則第26号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月16日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第68号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月26日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において売りさばき人である者に交付されていたこの規則による改正前の山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)別記様式第13号に規定する標札は、改正後の別記様式第13号の規定にかかわらず、引き続き使用することができる。

3 この規則の施行の際現に残存する旧規則の規定に基づき作成された家庭系ごみ用紙証及び粗大ごみ用紙証紙質受請求書は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和3年4月1日規則第61号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第14条関係)

区分	寸法並びに色及び透明度	材質及び形状
燃やせるごみ	1 寸法 (1) 特大(容量が60リットル相当) 縦900ミリメートル 横480/690ミリメートル 厚さ0.040ミリメートル以上 抜き深さ150ミリメートル (2) 大(容量が35リットル相当) 縦800ミリメートル 横400/570ミリメートル 厚さ0.035ミリメートル以上 抜き深さ130ミリメートル (3) 小(容量が20リットル相当) 縦640ミリメートル 横360/530ミリメートル 厚さ0.030ミリメートル以上 抜き深さ130ミリメートル (4) 極小(容量が10リットル相当) 縦530ミリメートル 横260/400ミリメートル 厚さ0.030ミリメートル以上 抜き深さ125ミリメートル 2 色及び透明度 乳白色半透明、赤色文字	低密度ポリエチレン U型袋(ペロ付・レジ袋タイプ)
プラスチック類	1 寸法 (1) 大(容量が35リットル相当) 縦800ミリメートル 横400/570ミリメートル 厚さ0.035ミリメートル以上 抜き深さ130ミリメートル (2) 小(容量が20リットル相当) 縦640ミリメートル 横360/530ミリメートル 厚さ0.030ミリメートル以上 抜き深さ130ミリメートル 2 色及び透明度 無色透明、黄色文字	低密度ポリエチレン U型袋(ペロ付・レジ袋タイプ)
雑貨品・小型 廃家電類	1 寸法 (1) 大(容量が35リットル相当) 縦800ミリメートル 横400/570ミリメートル 厚さ0.040ミリメートル以上 抜き深さ130ミリメートル (2) 小(容量が20リットル相当) 縦640ミリメートル 横360/530ミリメートル 厚さ0.040ミリメートル以上 抜き深さ130ミリメートル 2 色及び透明度 無色透明、青色文字	低密度ポリエチレン U型袋(ペロ付・レジ袋タイプ)
埋立ごみ	1 寸法 (1) 小(容量が20リットル相当) 縦640ミリメートル 横360/530ミリメートル 厚さ0.040ミリメートル以上 抜き深さ130ミリメートル (2) 極小(容量が10リットル相当) 縦530ミリメートル 横260/400ミリメートル 厚さ0.040ミリメートル以上 抜き深さ125ミリメートル 2 色及び透明度 無色透明、茶色文字	低密度ポリエチレン U型袋(ペロ付・レジ袋タイプ)

全部改正[平成23年規則9号]

別表第2(第14条の2、第18条関係)

品目	金額	備考
(1) 25型以上のテレビジョン受信機(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式ものを除く。)	2,000円	指定品目
(2) スプリング入りのベッドマット		
(1) 25型未満のテレビジョン受信機(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式ものを除く。)	1,000円	指定品目
(2) エアコンディショナー(ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)を除くものとし、屋外機及び室内機をそれぞれ1品目とする。)		
(3) 電子レンジ		

<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 石油ファンヒーター又はガスファンヒーター</li> <li>(5) 電気温水器(ガス式瞬間湯沸器を除く。)</li> <li>(6) 電気マッサージ器(いす式のものとする。)</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ステレオ(セットとして1メートル以上のものとする。)</li> <li>(2) オルガン</li> <li>(3) エレクトーン</li> <li>(4) ミシン(足踏み式のものとする。)</li> <li>(5) ソファ(ベッド式のものも含む。)</li> <li>(6) サイドボード</li> <li>(7) 和ダンス又は洋ダンス</li> <li>(8) 茶ダンス</li> <li>(9) 食器たな</li> <li>(10) 本たな</li> <li>(11) 学習机(木製又は金属製)</li> <li>(12) 座卓</li> <li>(13) 食卓用テーブル又は応接用テーブル</li> <li>(14) 下駄箱</li> <li>(15) 鏡台</li> <li>(16) 洗面台</li> </ul>	1,000円	一辺の長さが1メートル以上1.8メートル未満で、重量が80キログラム以下のものを対象品目とする。
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ジュータン又はカーペット(電気式のものも含み、1畳以上のものとする。)</li> <li>(2) 畳(1枚を1品目とする。)</li> <li>(3) 自転車(大人用自転車、子供用自転車、乳母車、車いす等とする。)</li> <li>(4) 健康器具(ランニングマシン、サイクリングマシン等とする。)</li> <li>(5) スプリング入りベッドの枠</li> <li>(6) 木製ベッド又はパイプ製ベッドの枠(非スプリングマット等を含んでも1品目とする。)</li> <li>(7) 子供用遊具(ブランコ、すべり台等とする。)</li> <li>(8) こたつ板</li> <li>(9) こたつ枠</li> <li>(10) ゴルフクラブセット(セット以内の本数でも1品目とする。)</li> <li>(11) スノーダンプ</li> <li>(12) 作業用一輪車</li> <li>(13) 戸(障子戸、板戸、網戸、ふすま戸等1戸を1品目とする。)</li> <li>(14) アコーディオンカーテン</li> <li>(15) 脚立又ははしご(木製又は金属製)</li> <li>(16) 物干し台(コンクリート部分は除く。)</li> <li>(17) 物干し竿</li> <li>(18) なまこ板又はトタン板(3枚までを1品目とする。)</li> <li>(19) スキー板(ストックを付けても1品目とする。)</li> <li>(20) その他のもの(別に市長が定める品目を除く。)</li> </ul>	500円	一辺の長さが1メートル以上1.8メートル未満で、重量が80キログラム以下のものを対象品目とする。ただし、ジュータン又はカーペットは、折りたたみ若しくはロール状として1メートル未満でも対象とする。また、ベッド枠、スキー板、アコーディオンカーテン等その他市長がやむを得ないと認めるときは、長さが1.8メートルを超えるものも対象品目とする。

一部改正〔平成13年規則5号・16年10号・17年93号・21年12号・22年1号〕

別記  
様式第1号(第3条の3関係)



## 禁止命令書

山形市指令 第 号  
年 月 日

(名宛人)

山形市長

あなたは、下記のとおり、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第15条の2第1項の規定に違反したので、同条第2項の規定により、同条第1項に規定する資源物を収集し、又は運搬する行為の禁止を命じます。

なお、この命令に違反した場合は、条例第45条の規定により、200,000円以下の罰金に処されることがあります。

### 記

命令の原因となる事実

1 日 時	年 月 日 時 分頃
2 場 所	山形市
3 違反行為	古紙類 収集 ビン・カン を上記場所より した。 ペットボトル 運搬
4 車両番号等	

この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形市長に対し、審査請求をすることができます。

また、処分の取消しを求める訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、山形市を被告（山形市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

追加[平成23年規則9号]、一部改正[平成28年規則26号]  
様式第1号の2(第3条の4関係)

(表)

		第	号
身 分 証 明 書			
所 属		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">写真貼付</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">Ⓜ</div>	
職 氏 名			
生年月日	年 月 日生		
<p>上記の者は、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第15条の2第2項の規定による資源物の収集又は運搬の禁止命令に係る業務に従事する者であることを証明する。</p>			
年 月 日交付		年 月 日限り有効	
		山形市長 <span style="float: right;">Ⓜ</span>	

(裏)

山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

（収集又は運搬の禁止等）

第15条の2 市長及び規則で定める者以外の者は、前条第3項の所定の集積所又は市長が指示する場所に搬出された廃棄物のうち、資源物（一般廃棄物処理計画に基づき古紙類、ビン・カン及びペットボトルの区分により分別して排出されるべき廃棄物をいう。以下この条において同じ。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して資源物を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（抜粋）

（収集又は運搬の禁止命令）

第3条の3 条例第15条の2第2項の規定による命令（次条において「禁止命令」という。）は、禁止命令書（別記様式第1号）により行うものとする。

（禁止命令に係る業務に従事する者）

第3条の4 禁止命令に係る業務に従事する者（次項において「従事者」という。）は、職員のうちから市長が指名した者とする。

2 従事者は、禁止命令に係る業務に従事するときは、身分証明書（別記様式第1号の2）を携帯し、関係人に提示しなければならない。

全部改正〔令和3年規則2号〕  
様式第1号の3（第4条関係）



交付No. \_\_\_\_\_

申請 年 月 日

廃棄物搬入承認申請書

(宛先) 山形市長

次のとおり申請します。

申請者	住所	山形市		搬入区分
	氏名	(法人にあつては名称及び代表者氏名)		1 許可業者 2 自己搬入 (業種)
	電話	—		
搬入 期間	年 月 日から 年 月 日まで	搬入物 の種類	1 一般廃棄物 2 産業廃棄物のうちガラス陶 器くず・金属くず	
使用する 車両	車種	車両番号	車両重量 最大積載量	kg kg

一部改正〔平成19年規則26号・23年9号・27年2号・令和3年61号〕  
様式第2号(第5条関係)

交付No. \_\_\_\_\_

申請 年 月 日

廃棄物搬入承認書

申請者 様

次のとおり許可します。

年 月 日

山形市長 ㊟

申請者	住所	山形市		搬入区分
	氏名	(法人にあつては名称及び代表者氏名)		1 許可業者 2 自己搬入 (業種)
	電話	—		
搬入 期間	年 月 日から 年 月 日まで	搬入物 の種類	1 一般廃棄物 2 産業廃棄物のうちガラス陶 器くず・金属くず	
使用する 車両	車種	車両番号	車両重量 最大積載量	kg kg

搬入時間は、9時から16時まで(12時から13時までを除く)。ただし、土曜日の  
午後並びに日曜日及び祝日は、搬入禁止

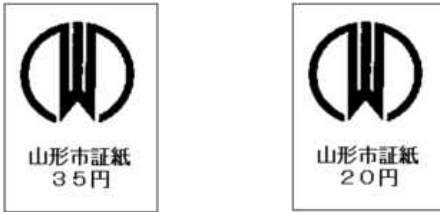
全部改正〔令和3年規則61号〕  
様式第3号から様式第6号まで 削除  
削除〔平成31年規則68号〕  
様式第7号(第15条関係)

1 家庭系ごみ用証紙  
(1) 燃やせるごみ用(60円券、35円券、20円券、10円券)



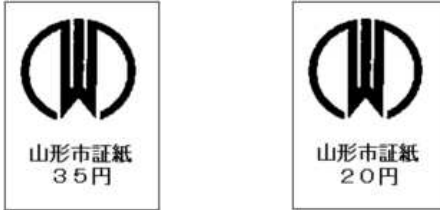
- ア 証紙の寸法 縦8.5センチメートル、横7.5センチメートル
- イ 印刷の方法 文字 赤色、市章 赤色
- ウ 証紙の色 乳白色半透明

(2) プラスチック類用(35円券、20円券)



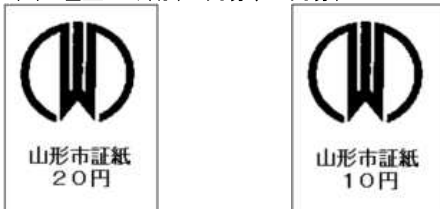
- ア 証紙の寸法 縦8.5センチメートル、横7.5センチメートル
- イ 印刷の方法 文字 黄色、市章 黄色
- ウ 証紙の色 無色透明

(3) 雑貨品・小型廃家電類用(35円券、20円券)



- ア 証紙の寸法 縦8.5センチメートル、横7.5センチメートル
- イ 印刷の方法 文字 青色、市章 青色
- ウ 証紙の色 無色透明

(4) 埋立ごみ用(20円券、10円券)



- ア 証紙の寸法 縦8.5センチメートル、横7.5センチメートル
- イ 印刷の方法 文字 茶色、市章 茶色
- ウ 証紙の色 無色透明

(5) 袋に入らないごみ用(共通収集シール、60円券)



- ア 証紙の寸法 縦10.5センチメートル、横9.9センチメートル
- イ 印刷の方法 文字 黒色、市章 白抜き
- ウ 証紙の色 橙蛍光色

2 粗大ごみ用証紙(500円券)



- (1) 証紙の寸法 縦12.0センチメートル、横9.0センチメートル
- (2) 印刷の方法 文字 黒色、市章 黒色
- (3) 証紙の色 緑色

3 し尿用証紙

山 形 市  
し尿用証紙  
円

1 交付取扱者印のないものは、無効です。  
2 搬入の際、処理手数料に応じた枚数を係員に  
渡してください。  
3 本証紙の払い戻しはいたしません。

交付取扱者印

No.

- (1) 証紙の寸法 縦5.5センチメートル、横8.5センチメートル  
 (2) 印刷の方法 文字 黒色、市章 黒色  
 (3) 証紙の色 230円券 薄桃色  
 2,300円券 薄黄色

4 廃棄物処理用証紙

山 形 市  
廃棄物処理用証紙  
円

1 交付取扱者印のないものは、無効です。  
2 搬入の際、処理手数料に応じた枚数を係員に  
渡してください。  
3 本証紙の払い戻しはいたしません。

交付取扱者印

No.

- (1) 証紙の寸法 縦8.0センチメートル、横6.0センチメートル  
 (2) 印刷の方法 文字 黒色、市章 黒色  
 (3) 証紙の色 100円券 うぐいす色  
 500円券 青色  
 1,000円券 橙色  
 5,000円券 紫色  
 10,000円券 白色

全部改正〔平成23年規則9号〕、一部改正〔平成27年規則2号〕  
 様式第8号(第16条関係)

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙受払出納簿

【 年 月分】

日	分類	種類	受 数		払 数		残 数	
			枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額
家庭系ごみ用証紙	燃やせるごみ用	特大						
		大						
		小						
		極小						
	プラスチック類用	大						
		小						
	雑貨品・ 小型廃家電類用	大						
		小						
	埋立ごみ用	小						
		極小						
袋に入らないごみ用 (共通収集シール)								
粗大ごみ用証紙								
日	分類	種類	受 数		払 数		残 数	
家庭系ごみ用証紙	燃やせるごみ用	特大						
		大						
		小						
		極小						
	プラスチック類用	大						
		小						
	雑貨品・ 小型廃家電類用	大						
		小						
	埋立ごみ用	小						
		極小						
袋に入らないごみ用 (共通収集シール)								
粗大ごみ用証紙								
日	分類	種類	受 数		払 数		残 数	
家庭系ごみ用証紙	燃やせるごみ用	特大						
		大						
		小						
		極小						
	プラスチック類用	大						
		小						
	雑貨品・ 小型廃家電類用	大						
		小						
	埋立ごみ用	小						
		極小						
袋に入らないごみ用 (共通収集シール)								
粗大ごみ用証紙								
日	分類	種類	受 数		払 数		残 数	
家庭系ごみ用証紙	燃やせるごみ用	特大						
		大						
		小						
		極小						
	プラスチック類用	大						
		小						
	雑貨品・ 小型廃家電類用	大						
		小						
	埋立ごみ用	小						
		極小						
袋に入らないごみ用 (共通収集シール)								
粗大ごみ用証紙								

証 紙 受 払 出 納 簿 (し尿用)

【 年 月分】

日	券面額	受 数			払 数			残 数			払 先 名
		冊数	枚数	金額	冊数	枚数	金額	冊数	枚数	金額	
	230 円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	2,300 円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	230 円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	2,300 円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	230 円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	2,300 円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	230 円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	2,300 円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	230 円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	2,300 円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
計	230 円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	2,300 円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	

証紙受払出納簿(廃棄物処理用)

【 年 月分】

日	券面額	受			払			残			払先名
		冊数	枚数	金額	冊数	枚数	金額	冊数	枚数	金額	
	50円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	100円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	500円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	1,000円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	5,000円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	10,000円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	50円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	100円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	500円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	1,000円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	5,000円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	10,000円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	50円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	100円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	500円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	1,000円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	5,000円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	10,000円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
計	50円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	100円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	500円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	1,000円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	5,000円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	
	10,000円	冊	枚	円	冊	枚	円	冊	枚	円	

全部改正〔令和3年規則61号〕

様式第9号(第17条関係)

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙交付整理簿

【 年 月分】

日	分類	種類	売りさばき人交付数		その他交付数			交付数計	
			枚数	金額	枚数	金額	備考	枚数	金額
家庭系ごみ用証紙	燃やせるごみ用	特大							
		大							
		小							
		極小							
	プラスチック類用	大							
		小							
	雑貨品・ 小型廃家電類用	大							
		小							
	埋立ごみ用	小							
		極小							
袋に入らないごみ用 (共通収集シール)									
粗大ごみ用証紙									
家庭系ごみ用証紙	燃やせるごみ用	特大							
		大							
		小							
		極小							
	プラスチック類用	大							
		小							
	雑貨品・ 小型廃家電類用	大							
		小							
	埋立ごみ用	小							
		極小							
袋に入らないごみ用 (共通収集シール)									
粗大ごみ用証紙									
家庭系ごみ用証紙	燃やせるごみ用	特大							
		大							
		小							
		極小							
	プラスチック類用	大							
		小							
	雑貨品・ 小型廃家電類用	大							
		小							
	埋立ごみ用	小							
		極小							
袋に入らないごみ用 (共通収集シール)									
粗大ごみ用証紙									
家庭系ごみ用証紙	燃やせるごみ用	特大							
		大							
		小							
		極小							
	プラスチック類用	大							
		小							
	雑貨品・ 小型廃家電類用	大							
		小							
	埋立ごみ用	小							
		極小							
袋に入らないごみ用 (共通収集シール)									
粗大ごみ用証紙									

証紙交付整理簿(し尿用証紙)

《 年 月分》

【交付場所名： 】

日	230円				2,300円				収入調定書 No.	証紙売りさばき手 状況		
	受数 枚数	交付数 枚数	残数 枚数	金額	受数 枚数	交付数 枚数	残数 枚数	金額		件数	枚数	金額
前月累計									—			
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
計									—			

証紙交付整理簿(廃棄物処理用証紙)

《 年 月分》

【交付場所名： 】

日	50円			100円			500円			1,000円			5,000円			10,000円			収入調定書 No.	収入金額	
	受数 枚数	交付数 枚数	残数 枚数	受数 枚数	交付数 枚数	残数 枚数	受数 枚数	交付数 枚数	残数 枚数	受数 枚数	交付数 枚数	残数 枚数	受数 枚数	交付数 枚数	残数 枚数	受数 枚数	交付数 枚数	残数 枚数			
前月累計																			—		
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20																					
21																					
22																					
23																					
24																					
25																					
26																					
27																					
28																					
29																					
30																					
31																					
計																				—	

全部改正〔平成23年規則9号〕

様式第10号(第19条関係)

証紙使用状況整理簿

《 年 月分》

【施設等の名称： \_\_\_\_\_】

日	件数	し 尿 用				枚数計	金額計
		230円券		2,300円券			
		枚数	金額	枚数	金額		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
計							

証紙使用状況整理簿

《 年 月分》

【施設等の名称： \_\_\_\_\_】

日	件数	廃棄物処理用										枚数計	金額計		
		50円券		100円券		500円券		1,000円券		5,000円券				10,000円券	
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額			枚数	金額
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
計															

全部改正〔平成22年規則1号〕

様式第11号(第21条関係)



家庭系ごみ用及び粗大ごみ用

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙売りさばき人指定申請書

年 月 日

(宛先) 山形市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けたいので、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第21条第1項の規定により、下記のとおり書類を添えて申請します。

記

1 売りさばき所

名 称	住 所

2 添付書類

- (1) 納税証明書
- (2) 売りさばき所を示す地図
- (3) 売りさばき所の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類  
し尿用

し尿用証紙売りさばき人指定申請書

年 月 日

(宛先) 山形市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

し尿用証紙売りさばき人の指定を受けたいので、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第21条第1項の規定により、下記のとおり書類を添えて申請します。

記

1 売りさばき所

名 称	住 所

--	--

2 添付書類

- (1) 納税証明書
- (2) 売りさばき所を示す地図
- (3) 売りさばき所の写真
- (4) その他市長が必要と認める書  
全部改正〔令和3年規則2号〕  
様式第12号(第21条関係)

様

山形市長



家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙売りさばき人指定通知書

下記のとおり家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙の売りさばき人に指定しましたので、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第21条第2項の規定により通知します。

記

1. 売りさばき人

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)	
住所	

2. 売りさばき所

管理番号	名称	住所

し尿用

様

山形市長



し尿用証紙売りさばき人指定通知書

下記のとおりし尿用証紙の売りさばき人に指定しましたので、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第21条第2項の規定により通知します。

記

1. 売りさばき人

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)	
住所	

2 売りさばき所

管理番号	名称	住所

全部改正〔令和3年規則2号〕

様式第13号(第21条関係)

家庭系ごみ用及び粗大ごみ用

<p>売りさばき所管理番号 第 号</p> <p>家庭系ごみ用証紙</p> <p>粗大ごみ用証紙</p> <p>売りさばき所</p> <p>山形市</p>
---

- 規格
- 1 標札の寸法 縦125ミリメートル×横297ミリメートル
  - 2 印刷の方法 文字 緑色
  - 3 標札の色 白色
  - 4 標札の構造 シール式

し尿用

<p>売りさばき所管理番号 第 号</p> <p>し尿用証紙</p> <p>売りさばき所</p> <p>山形市</p>
---

- 規格
- 1 標札の寸法 縦125ミリメートル×横297ミリメートル
  - 2 印刷の方法 文字 橙色
  - 3 標札の色 白色

全部改正〔令和3年規則2号〕

様式第14号(第22条関係)

家庭系ごみ用及び粗大ごみ用

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙売りさばき人氏名（名称）等変更届出書

年 月 日

（宛先）山形市長

届出者 住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙の売りさばき人に係る氏名（名称・代表者の氏名）又は住所を下記のとおり改めた（変更した）ので、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第22条第1項の規定により、その証明書類を添えて届け出ます。

記

	変更前	変更後
氏 名 （法人にあつては 名称及び代表者の 氏名）		
住 所		

し尿用

し尿用証紙売りさばき人氏名（名称）等変更届出書

年 月 日

（宛先）山形市長

届出者 住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

し尿用証紙の売りさばき人に係る氏名（名称・代表者の氏名）又は住所を下記のとおり改めた（変更した）ので、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第22条第1項の規定により、その証明書類を添えて届け出ます。

記

	変更前	変更後
氏 名 （法人にあつては 名称及び代表者の 氏名）		
住 所		

全部改正〔令和3年規則2号〕  
様式第15号(第22条関係)

家庭系ごみ用及び粗大ごみ用

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙売りさばき所変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 山形市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙に係る売りさばき所を下記のとおり変更することについて承認を受けたいので、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第22条第2項の規定により、その証明書類を添えて申請します。

記

追加 ・ 移転・ 名称変更 ・ 廃止	管理番号	第 号
	名 称	
	住 所	
	変 更 日	年 月 日
追加 ・ 移転・ 名称変更 ・ 廃止	管理番号	第 号
	名 称	
	住 所	
	変 更 日	年 月 日

※ 売りさばき所を追加する場合は、管理番号の記入は不要です。  
し尿用

し尿用証紙売りさばき所変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 山形市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

し尿用証紙に係る売りさばき所を下記のとおり変更することについて承認を受けたいので、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第22条第2項の規定により、その証明書類を添えて申請します。

記

追加 ・ 移転・ 名称変更 ・ 廃止	管理番号	第 号
	名 称	
	住 所	
	変 更 日	年 月 日
追加 ・ 移転・	管理番号	第 号
	名 称	

名称変更	住 所	
廃止	変 更 日	年 月 日

※ 売りさばき所を追加する場合は、管理番号の記入は不要です。  
全部改正〔令和3年規則2号〕  
様式第16号(第23条関係)



家庭系ごみ用及び粗大ごみ用

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙売りさばき業務廃止届出書

年 月 日

(宛先) 山形市長

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙の売りさばきの業務を廃止したいので、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第23条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 売りさばき所

管理番号	名 称	住 所

2 売りさばき業務の廃止年月日

年 月 日

3 理由  
し尿用

し尿用証紙売りさばき業務廃止届出書

年 月 日

(宛先) 山形市長

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

し尿用証紙の売りさばきの業務を廃止したいので、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第23条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 売りさばき所

管理番号	名 称	住 所

---

2 売りさばき業務の廃止年月日

年 月 日

3 理由

全部改正〔令和3年規則2号〕  
様式第16号の2（第24条関係）

家庭系ごみ用及び粗大ごみ用

第 号  
年 月 日

様

山形市長 ㊟

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙売りさばき人指定取消通知書

下記のとおり家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙の売りさばき人の指定を取り消しましたので、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第24条第2項の規定により通知します。

記

氏名 (法人にあつては名称 及び代表者の氏名)	
住所	
取消年月日	年 月 日

し尿用

第 号  
年 月 日

様

山形市長 ㊟

し尿用証紙売りさばき人指定取消通知書

下記のとおりし尿用証紙の売りさばき人の指定を取り消しましたので、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第24条第2項の規定により通知します。

記

氏名 (法人にあつては名称 及び代表者の氏名)	
住所	
取消年月日	年 月 日

全部改正〔令和3年規則2号〕  
様式第17号(第25条関係)



家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙買受請求書

年 月 日

(宛先) 山形市長

請求者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) \_\_\_\_\_

証紙の配送先		
売りさばき所		
管理番号	第	号
名 称 _____		

次のとおり証紙を買い受けたいので、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第25条の規定により請求します。

区 分		買受単位	価格	数量	金 額	
家庭系ごみ用証紙	燃やせるごみ用	特大 (60ℓ)	1箱 (300枚入)	18,000円	箱	円
		大 (35ℓ)	1箱 (500枚入)	17,500円	箱	円
		小 (20ℓ)	1箱 (500枚入)	10,000円	箱	円
		極小 (10ℓ)	1箱 (500枚入)	5,000円	箱	円
	プラスチック類用	大 (35ℓ)	1箱 (500枚入)	17,500円	箱	円
		小 (20ℓ)	1箱 (500枚入)	10,000円	箱	円
	雑貨品・小型廃家電類用	大 (35ℓ)	1箱 (500枚入)	17,500円	箱	円
		小 (20ℓ)	1箱 (500枚入)	10,000円	箱	円
	埋立ごみ用	小 (20ℓ)	1箱 (500枚入)	10,000円	箱	円
		極小 (10ℓ)	1箱 (500枚入)	5,000円	箱	円
	袋に入らないごみ用 (共通収集シール)		1束 (150枚入)	9,000円	束	円
	粗大ごみ用証紙		1束 (20枚入)	10,000円	束	円
備 考						

し尿用

し尿用証紙買受請求書

年 月 日

(宛先) 山形市長

売りさばき人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) \_\_\_\_\_

売りさばき所		
管理番号	第	号
名 称 _____		

次のとおり証紙を買い受けたいので、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第25条の規定により請求します。

区 分	数 量	① 金 額

し尿用証紙	2,300円券	枚										円
	230円券	枚										
証紙代金 ①		円	① = 2,300円 × 買受枚数 + 230円 × 買受枚数									
取扱手数料金額 ②		円	② = ① × 10% (手数料率)									
差引金額 ③		円	③ = ① - ②									
<p>上記の証紙を受領しました。</p> <p>(宛先) 山形市会計管理者</p> <p>住所</p> <p>名称</p> <p>代表者名</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">係 印</span> </div>												

全部改正〔令和3年規則2号〕  
様式第18号(第30条関係)

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙代金還付請求書

年 月 日

(宛先) 山形市長

請求者 住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

証紙を返還して現金の還付を受けたいので、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第30条の規定により、次のとおり請求します。

請求理由		数量	金額
家庭系ごみ用証紙	燃やせるごみ用	特大	円
		大	円
		小	円
		極小	円
	プラスチック類用	大	円
		小	円
	雑貨品・ 小型廃家電類用	大	円
		小	円
	埋立ごみ用	小	円
		極小	円
袋に入らないごみ用 (共通収集シール)			円
粗大ごみ用証紙			円
合 計 ①			円
証紙金額 ①		円	
取扱手数料金額 ②		円	② = ① × 7% (手数料率)
還付請求金額 ③		円	③ = ① - ②
還付を受ける方法	窓口払	銀行	店
	口座払	銀行	店
		口座番号	口座名義人

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙返納受領書

上記の証紙を受領しました。

年 月 日

山形市会計管理者

係 印

し尿用

し尿用証紙代金還付請求書

年 月 日

(宛先) 山形市長

請求者 住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

証紙を返還して現金の還付を受けたいので、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第30条の規定により、次のとおり請求します。

請求理由		数量	金額
し尿用証紙	2,300円券	枚	円
	230円券	枚	円

合計 ①		円	
証紙金額 ①	円		
取扱手数料金額 ②	円	② = ① × 10% (手数料率)	
還付請求金額 ③	円	③ = ① - ②	
還付を受ける方法	窓口払	銀行	店
	口座払	銀行	店
	口座番号	口座名義人	

し尿用証紙返納受領書

上記の証紙を受領しました。

年 月 日

山形市会計管理者

係 印

全部改正〔令和3年規則2号〕  
様式第19号(第34条関係)



年 月 日

（宛先）山形市長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第34条第2項又は第3項の規定により、手数料の減額（免除）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

廃棄物の種類及び数量	
手数料の種類及び金額	
申請の理由	

備考 次の各号のいずれかの事由により減免を受けようとする場合は、福祉事務所長の証明書を添付すること。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けていること。
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項第1号に規定する生活支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この号において「25年改正法」という。）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく生活支援給付若しくは25年改正法附則第2条第3項に基づく生活支援給付を受けている場合を含む。）を受けていること。

全部改正〔平成22年規則1号〕、一部改正〔平成23年規則9号・26年35号・令和3年61号〕  
様式第20号から様式第28号まで 削除  
削除〔平成31年規則68号〕  
様式第29号（第45条関係）

事業系廃棄物管理責任者選任（変更）届出書

年 月 日

(宛先) 山形市長

建築物の名称： \_\_\_\_\_

建築物の所在地： \_\_\_\_\_

所有者等 住所 \_\_\_\_\_

氏名  
(法人にあつては名称  
及び代表者の氏名)

電話番号 \_\_\_\_\_

山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第39条の規定により、事業系廃棄物管理責任者を選任（変更）したので届け出ます。

※1 該当する建築物等の属性		1 大規模小売店舗立地法	
		2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律	
		3 多量排出事業者と市長が認定した事業者	
事業系廃棄物管理責任者	新任	氏名	
		※2 役職名	
		電話番号	
	選任年月日		年 月 日
	前任	氏名	
		※2 役職名	
変更年月日		年 月 日	
管理責任者の変更理由			

※1 選択記載する必要がありません。

2 廃棄物管理責任者に、所有者等と同じ事業所以外のビル管理会社等に所属する者を選任する場合、その会社名と役職名を記載してください。

(宛先) 山形市長

建築物の名称： \_\_\_\_\_ 建築物の所在地： \_\_\_\_\_

所有者等 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
(法人にあっては、名称)  
(及び代表者の氏名)

電話番号 \_\_\_\_\_

作成者（廃棄物管理責任者）	
氏名	_____
役職名	_____
電話番号	_____

山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第39条の規定により、事業系廃棄物減量等に関する計画書を作成したので提出します。

1 建築物の概要

①※ 建築物属性	1 大規模小売店舗立地法 2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 3 多量排出事業者と市長が認定した事業者	
② 用途 (該当する番号に ○印を付けて下 ださい。)	1 自己事務所専用 2 自己店舗専用	③ 延べ床面積(延べ店舗面積) _____ m <sup>2</sup>
	3 自己事務所と貸事務所 4 自己事務所と貸店舗	④ 建築物内就業人員 _____ 人
⑥ 入居事業者名 (貸事務所及び貸店 舗がある場合に記 入してください。)	5 自己店舗と貸事務所 6 自己店舗と貸店舗	⑤ 小売業は1日の来客数、ホ テル及び旅館は定員、学校は 生徒・職員の数 _____ 人
	7 貸事務所専用 8 貸店舗専用	
備考		

※ ①は、選択記載する必要はありません。  
2 実績及び計画

年度区分 種 類	前年度（4月～3月）実績				当年度（4月～3月）計画				対前年度比		
	A 発生量(t)	処 理 区 分			D 発生量(t)	処 理 区 分			発 生 量 (D-A) (t)	再 利 用 量 (E-B) (t)	(F-C) (t)
		B 再 生 利用量(t)	C 廃 棄 物 処理量(t)	資源化率 B/A(%)		E 再 生 利用量(t)	F 廃 棄 物 処理量(t)	資源化率 E/D(%)			
一 般 廃 棄 物	新 聞										
	ダ ン ボ ー ル										
	雑 誌										
	O A 用 紙										
	その 他 の 紙										
産 業 廃 棄 物	厨 芥 類 (茶 殻、残 飯 等)										
	その 他 の 燃 や せ る ご み										
	ビ ン 類										
	カ ン 類										
	プ ラ ス チ ッ ク 類										
合 計											

現在取り組んでいる減量等の具体的方法：	今後取り組もうとする減量等の具体的方法：
---------------------	----------------------

3 一般廃棄物収集運搬業者

名 称	電話番号	焼却等の処理をしているごみの種類

4 自己処理の状況 (自己処理している場合のみ記載してください)

ごみの種類	処 理 方 法

5 資源回収業者

名 称	電話番号	資源回収品目

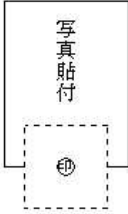

一部改正〔平成15年規則12号・19年26号・22年1号・23年9号・令和3年61号〕

様式第31号及び様式第32号 削除

削除〔平成31年規則68号〕

様式第33号 (第48条関係)

(表)

		第 号	
身 分 証 明 書			
所 属			写真貼付 
職 氏 名			
生年月日	年 月 日	生	
<p>上記の者は、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第41条第1項の規定による廃棄物の減量、廃棄物の処理等に関する検査のため、必要と認める場所に立ち入ることを命じた者であることを証明する。</p>			
年 月 日交付		年 月 日限り有効	
山形市長			

(裏)

山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第41条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、職員に、必要と認める場所に立ち入らせ、廃棄物の減量、廃棄物の処理等に関し、必要な検査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

全部改正〔令和3年規則2号〕